

【短 報】

## 愛知県立刈谷工業高校野球部体罰自死事件の死亡見舞金支給に関する 日本スポーツ振興センターの決定

南部さおり<sup>1)</sup>, 富田 幸博<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 日本体育大学スポーツ危機管理学研究室

<sup>2)</sup> 日本体育大学スポーツ経営管理学研究室

### The Japan Sport Council decision on a consolation payment for the suicide case after corporal punishment in Kariya Industrial High School baseball club

Saori NAMBU and Yukihiro TOMITA

**Abstract:** The Japan Sport Council pays consolation payment for the victims of students who received damage under school management. The center makes payment of 28 million yen for the event of the death that is caused or brought about by sport activities under school management. This paper reports a case that a student developed depression and finally killed himself by suffering psychological shock from the corporal punishment that had been carried out routinely in school baseball club. About this suicide case, consolation payment should have been paid for its nature, but the center made a non-payment decision once. But the bereaved parents appealed for cruelty of the corporal punishment, performed a dissatisfaction query, and the center reversed the non-payment decision and decided the payment as a result of examination. The paper explained how great the effect of corporal punishment to the students is and how heavy the responsibility that teachers and sports coaches have is by considering the evaluation of "suicide due to corporal punishment" and the criteria of consolation payment of the Japan Sport Council.

(Received: May 9, 2016 Accepted: June 13, 2016)

**Key words:** physical punishment, Japan Sport Council, suicide, benefit system for disaster

キーワード：体罰，日本スポーツ振興会，自殺，災害共済給付

#### 1. 諸 言

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」）では、義務教育諸学校をはじめ、高等学校や高等専門学校、各種保育事業などの管理下で児童／生徒が受けた災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行っている。

学校管理下の事由によって発生した死亡や学校管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生した突然死の場合などには2,800万円（通学中の場合1,400万円）、学校管理下において運動などの行為と関連なしに突然死が発生した場合は1,400万円の死亡見舞金が支払われることとされている。しかしこれまで、学校内で起きた「いじめ」や「体罰」、「指導」

などに起因した児童生徒の「自殺」に対し、「死亡見舞金」支給を求める遺族側と支給を拒むセンター側とで、しばしば法的な争いが生じている。

本稿で報告する「愛知県立刈谷工業高校野球部体罰自死事件」は、遺族の死亡見舞金請求に対し、一旦センターが「不支給」としたものの、体罰の深刻さを訴える遺族側の不服審査請求がなされ、審査の結果、一転して支給決定となったという、きわめて重要な事案である。本稿では、センターによる「体罰自殺」の評価と死亡見舞金支給基準という観点から同事件を検討することで、部活動指導者の体罰が生徒の心に与える影響力の大きさ、その責任の重大さについて明らかにしたいと考える。

## II. 愛知県立刈谷工業高校野球部体罰自死事件

### (1) 事案の概要

以下は、「県立刈谷工業高校生自殺事案に対する第三者調査委員会」（以下「第三者調査委員会」）の調査報告書による<sup>1)</sup>。

被害生徒（以下「生徒」）は、小学時代には地域の少年野球チームに1年生から6年生の途中まで所属しており、中学校では軟式野球部に三年間所属し、本件高校でも入学直後より野球部に入部した、健康で活発な野球少年であった。しかし、同生徒は入学直後に肩を壊し、さらに1年生の秋にも右手の甲を骨折するなど、思うように野球に取り組むことのできない状況が続いた。そして生徒は1年生の12月頃「技能五輪」という、野球以外の居場所を見つけ、野球部とどちらの活動を取るか迷ったものの、部の副部長からの慰留や父親からのアドバイスなどがあり、結局部活動を続けることとした。しかし、同野球部では副部長による激しい体罰が常態化していたため、遅くとも1年生の3月頃から2年生の4月中旬頃までには、生徒はそのことに対する不快感とともに「野球をやめたい」というはっきりとした意思表示を周囲に行うようになっていた。相談を受けた母親はその意向を全面的に尊重し、賛成した。

2年生時の4月20日、生徒は「辞めたい」という相談を野球部監督にしたところ、「逃げちゃ駄目だ」と慰留されたため、「もう諦めた。黙って野球やるわ。」と母に報告している。それでも5月中旬頃からは、英検準2級の受験申し込みを行ったり、5月19日から24日までの中間試験に備え、部活のある日にも友人と図書館で勉強をするなど、部活より勉強を優先するような行動をとっていた。

そして5月21日、中間試験中にトランプをしていた野球部員5名に対し、野球部副部長が平手打ちや蹴りなどの激しい体罰を行った（以下「トランプ事件」）。生徒はこのメンバーに入っていないかったものの、この様子を間近で目撃して強い衝撃を受け、落ち込んだ様子で肩を落として帰宅し、「すげー嫌なものを見た、すごい可哀想だった」と母親に話した。その頃には生徒は、友人に対し、野球部を辞め、就職を考えて勉強をしっかりとやるなどの希望を語っていたものの、その後徐々に精神状態が不安定となっており、食欲等も減退してきた。また5月下旬の練習中に副部長から「ユニフォームを脱げ、消えろ」と怒鳴られたことがあり、5月30日には複数の友人に「火鉢を買ったぜ!」と、練炭自殺を仄めかすようなメールを送信した。6月2日には日頃清楚できちんとしているはずの生徒の服装にだらしない乱れがあり、教師が「異変」と認識する

ほどであった。そして生徒は同月5日の練習試合に出ることなく、練炭を8個購入した。翌6日には副部長からの呼出しを伝える野球部の友人からのメールに「はい。明日参ります。」「とりあえず、ビンタ、タイキック、グーパンチ覚悟。そして、第一声はどういうつもりだ?!を予想」まあ覚悟はしておきます。顔面腫れ上がっても気に為さらないで下さい。(笑)」などと返信し、翌7日には複数の野球部の友人に「今まで、すみませんでした。」「今まで、迷惑をおかけしてすみませんでした」というメールを送信した。そして、翌8日には朝から頭痛と吐き気を訴えていたため、母は、生徒が「トランプ事件」以降ずっと落ち込んでいるようなので行きたくないのだろうと思い、熱も測らずに学校に欠席の連絡をした。翌9日、生徒は学校に行くため家を出たものの、弁当を持って行かず、学校にも行かなかった。その日の夕方帰宅した母が、生徒のベッドの上に携帯電話がきちんとおかれ、部屋の隅に練炭8個入りの段ボールから3個が持ち出されているのを発見した。

そして6月10日、安城市内の廃車置き場の車の中で生徒が死亡しているのが、母親によって発見された。死亡推定時刻は前日9日の午後4時頃、死因は練炭による一酸化炭素中毒であった。

こうした経緯から、第三者調査委員会は、本件自殺に至る要因として、①入学から2年生の5月中旬にかけて「部活動を辞めたいけれども、辞められない」という葛藤が生じ、うつ病発症の危機が迫っていたこと、②5月中旬以降は「辞めたい」「辞められない」という二律背反に悩まされ、中間試験の勉強に身が入らないなどの状況となっていたが、身近で体罰場面に遭遇し、自らも叱責を受けるなどしたことで「頑張ろうとする意欲をそがれ、もう頑張れないという気持ちになり」、明らかに「生徒の生き方における危機が進行」し、うつ病の発症に至ったこと、③うつ病の進行により意欲を失っていたところ、野球部副部長からの呼出しをきっかけとして、「もはや死ぬことしか考えることができなくなっていた可能性が高い」と結論付けた。

### (2) センターの死亡見舞金に関する判断

平成26年11月10日の遺族の死亡見舞金請求に対し、センターより平成27年7月28日付通知をもって「不支給決定」が出された。その理由は、「平成23年5月、被災生徒が、野球部副部長が他の野球部員に対し体罰を行った場面に遭遇している状況は認められるものの、『事故調査報告書』に添付された『県立刈谷工業高校生の自殺事案に関する報告書』の資料からは、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程（引用者注：『独立行政法人日本ス

スポーツ振興センターに関する省令<sup>2)</sup>第24条3号:以下「センター省令24条3号」に規定する『児童生徒の安全な学校生活を妨げる特別な事実』であるとまでは解せません。「また、本件においては、『行為又はその結果に対する認識のないような場合』に該当する状況は認められないため、死亡見舞金の支給除外事由である「スポーツ振興センター法施行令第3条第7項に該当するもの」とされていた。

同決定が引用する『センター法施行令<sup>3)</sup>第3条第7項(以下「施行令3条7項」)は、高校生が「故意に」死亡したときは、その死亡についての災害共済給付を行わないと規定している。同規程は、義務教育以下の児童生徒であればまだしも、高校生の年齢の生徒であれば、自由な意思決定能力を持っており、その行為の結果に自らが責任を持つべきという考えに基づいている。

この決定を受け、遺族側は、①被害生徒が「自殺時正常な判断能力を失っていた」こと、②そもそも自殺は追い込まれた結果の行動であり、共済制度であるという点からも、高校生のみ自殺を不支給とする施行令自体が不当であること、③センターがその決定の根拠とする『事故調査報告書』の記載内容は、当時の副部長の体罰状況に関する野球部員たちの証言を全く無視した不十分なものであり、こうした不十分な報告書のみで依拠した不支給決定は不当であること、の三点を根拠として不服審査請求を行った。

そしてセンターは、遺族による上記請求を受け、審議を行った結果、平成28年3月15日付、遺族に対し一転、「省令24条第3号に規定する『学校の管理下において発生した事件に起因する死亡』に該当し、「施行令3条7項」の『故意に死亡したとき』に当たらないことから、不支給決定を取り消し、死亡見舞金の支給を行うことを決定します」との通知を發した。このような判断の転換についての理由の詳細は明らかにされていないものの、当時の野球部員たちによる体罰に関する生々しい証言内容が重視され、それを目の当たりにした被害生徒の心身にそれらが大きく影響したことで、被害生徒が不可避的に死へと追い詰められたことが認定されたものと解される。そこで、実際の体罰状況とその内容を明らかにするため、次項に不服審査請求の理由として挙げられていた「関係野球部員の録音資料<sup>4)</sup>から、当時の野球部副顧問が行っていた体罰の内容を抜き出してみる。

### (3) 副部長の体罰に関する当時の野球部員たちの証言

当時の同校野球部の「副部長」とは、被害生徒の母によれば、「2軍の監督という立場の体育教師」であり、「顧問」とは1軍と2軍の総監督であり野球部の部長という立場にあった者ということであった。当時野球部

員は1軍と2軍に分けられており、1軍は主に3年生のレギュラーで編成され、2軍は主に1、2年の部員たちによって編成されていたという。

以下は、自死事件から約1カ月後、被害生徒の家に集まった当時の野球部員6人が、被害生徒の母親を前にして、副部長の体罰について口々に語った内容を録音したもの反訳の一部である。

「正座でバットでつつかれボール投げられ。」「学校にうわさがひろがっていて。暴力事件みたいな感じになっちゃって…」「最初はどういたくらいだっただから。(略)ドンと押したくらい。向き合って。」「最終的にはみんな蹴られる。まじで、はんばねえあいつ。」「ミーティングみたいな感じの円陣組んだ形になって、そこで出て来いって言われて、出てきて、で、なぐって。」「左から順番にはたかれて。」「まじで胸ぐらつかまれた。」「殴られる瞬間わかるよね。」「計10発は殴られてますよ。」「叩いて蹴って、叩いて蹴ってだった。」「ボール回しで呼ばれて、びんたされて、ばちーんって。」「それで消えろお前帰れって。」「おれ腹にグーグーやられてこいつ本気かと思ったよ」「おれ、ビンタ、頭何回もたたかれて蹴られる。」「あの日呼ばれたらとりあえず蹴りが入ってた。」「殴るか正座か。」「頭か平手かそれかボールとかで。」「ボール腹に投げる。」(副顧問がおれが暴力ふるっても、多少我慢しろって言った。」「どこ見てんだって行って縦に並んでまずビンタして、からの出てけ、帰れみたいな感じでいわれ、やらしてくださいっていったらうるせー、パンって。蹴られて、また言ったら蹴られて言って蹴られてで、諦めてどっかいって外周行って。帰るわけにはいかないんで。」「言葉で言わずに、手で初めからやってるやつもいる。」「ビンタは普通って感じ」「練習試合でミスったもんで、試合中ずっと正座させられとった」

この会話の中で、1人の部員が被害生徒について「可哀相ていうか、(副部長)にびびってたから。」と母に申告し、説明を求める母に対して、複数の部員がそれに同意した上で、「練習の時、標的だった。」などと話し、口々に、被害生徒が肩を壊しているのを知りながらも「球が思い切り投げれなくて、思い切り投げないと(副部長に)怒られる。」「投げれなくてもしっかり投げろみたいな感じで、何で投げれないんだって。」「ちょっと牽制球とれなかっただけで、もうお前はいらんみたいな。」「扱いがひどかった」「先生的には精神的に強くしようとしたんじゃないですか。その意図もあると思う。」などと述べている。

この証言と同じ時期に、当時の野球部員で被害生徒の幼馴染であった生徒も母親同伴で被害生徒宅を訪れ、当時の副部長の体罰の状況を語っている<sup>5)</sup>。その内容としては、試合でミスした部員を試合が終わるま

でずっと正座させたり、「期待している生徒には怒るが、何も言わなくなった生徒は努力が足りない」などと言ったり、ミスをした部員に「どっか行け」と言いながら尻、足、太腿などをあざだらけになるほど何度も強く蹴ったりなどである。横で聞いていたその生徒の母も、そうした体罰の存在を認識していた旨述べ、さらに部員の中でも特に激しく殴られている子どもの父親であっても、そうした指導を容認・支持していたことを認めている。

### III. 考 察

#### (1) 「児童生徒の安全な学校生活を妨げる特別な事実」について

「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」については「センター省令 24 条 3 項」に規定されており、それを受けて『独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程』（平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年度規程第 6 号）<sup>6)</sup> が、その省令の補充説明として、以下のように定めている。

1. 「事件」とは、児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実をいい、急激な事実であるか、継続性がある事実であるかは問わない。ただし、自他の故意が認められない事実である「事故」も含まれる。
2. 「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは、「事件」が原因であることが明らかであると認められる「死亡」をいう。
3. この場合において、「死亡」は、学校の外で起きているが、原因となった「事件」は学校の管理下で起きていることが明らかであると認められる場合を含む。

センターによる当初の「不支給決定」によれば、まず本件につき同規程 1 項の「児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実」に該当しないため、「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは認められないものとされていた。しかし、遺族側から、その根拠となった『報告書』の不備を指摘され、外部有識者を含むセンター災害給付不服審査会による審議の結果、「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」に該当すると、ようやく認定されたのである。これは、同審査会が自死から約 1 か月後の記憶の新しい段階において当時の部員たちの口から自由に語られた体罰の内容に注目することで、元副部長の体罰が「児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実」に該当したと判断したものと考えられる。そこでの体罰の内容としては、叩く、殴る、蹴る、長時間の正座、ビ

ンタなどが日常的に行われていたものであり、これらの行為は明らかに、文科省が平成 19 年 2 月 5 日に『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）』<sup>7)</sup> の発布に付随して示した『学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方（別紙）』に規定する「身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」に十分相当するものである。そして、被害生徒自身に対しては、こうした明確な体罰こそ与えていなかったものの、副部長は、故障によって思うように動くことのできない生徒を追い詰めるような言動を繰り返していたのである。またこれまでにみたように、被害生徒はチームメートが体罰を受ける様子に接し嫌悪しており、何度も母に相談や愚痴をこぼしていた。こうした状況については、同通知（別紙）の示す「個々の懲戒が体罰に当たるか否かは（略）児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である」との考えによれば、明らかに当時の生徒にとっては「直接的な体罰」に相当する程度の態様のものであったといえる。

当初センターは、「自殺の主たる理由であるとされている『教師の指導』に関し、平成 23 年 5 月、被災生徒が、野球部副部長が他の野球部員に対し体罰を行った場面に遭遇している状況は認められるものの」、「児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実」には該当しないとの見解を示していた。しかし、これはかろうじて副部長自身が認めた「トランプ事件」における暴行のみに注目した認定であり、被害生徒自身が受けた「副部長による追い詰めるような言動」や、部員へのその余の日常的体罰を無視した認定であり、被害生徒の精神的な苦痛を著しく過小評価するものである。

したがって、今回の決定において、センターがこれらを、被害生徒の「安全な学校生活を妨げる特別な事実」といえるものだと認めたのは、いわば当然のことであったといえよう。

#### (2) 「故意による死亡」

センターは当初、不支給決定通知において「行為又はその結果に対する認識のないような場合」に該当する状況は認められないため、「施行令第 3 条 7 項に該当する」との判断を「申し添え」ていた。

「施行令第 3 条 7 項」の規定する、高校生が「故意に死亡したとき」における「故意に」の文言については、平成 6 年 3 月 24 日に日本体育・学校健康センター理事長が日本体育・学校健康センター各支部長に宛てた通知である『重大な過失等の運用基準について』<sup>8)</sup> におい

て、「自殺または自傷行為による傷病のような場合が該当」と規定される。そして、同通知では「ただし、行為またはその結果に対する認識のないような場合、例えば自殺が発作的であった場合、その発作的自殺の原因が重い精神障害のためであることが認められるような場合には、故意があるものとはみなさないものとします」と定めている。

つまり当初センターは、本件がこうした「故意」の除外事由には該当しないため、「重い精神障害」による自殺とは見なされないと判断を示していたのである。

しかし前述したように、本件に関する第三者調査委員会の報告書には、はっきりと被害生徒の自殺の原因として「うつ病の進行」が挙げられていた。センターはこれらの経過につき「重い精神障害」とは見なしていなかったのであろうか。しかし、報告書も指摘するように、重度のうつ状態にあつては、「希死念慮を実際の行動に移すだけのエネルギーさえもが枯渇しているため、かえって自殺は起こりにくくなる」のであって、むしろ「発症から次第に重症化する途中（および重症から次第に回復していく途中）においては、自殺の危険性が高いことが知られている」ものであり、「重い精神障害」をこの場合の「重度のうつ状態」と等価に見る限り、うつ状態による希死念慮が先行する自殺に対しては、一切死亡見舞金の支給対象とはならないことになる。これは明らかに不当な対応であり、学校管理下の事象（部活動）に基づくことが明らかな本件のような自殺事案であれば、まさに「運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生した死亡」に他ならないのであって、当然にその給付対象とされるべきである。

また、上にみたように、当初センターは被害生徒の精神的な苦痛を著しく過小評価しており、さらに単なる「体罰の目撃」に過ぎないと見なしていたため、うつ病を発症するような重大な危機に直面していたとまではいえないとする判断となったのであろう。

被害生徒は、友人によれば「誰かから指名された時、誰も引き受ける人がいないなら自分が引き受けていた」ような人物であり、「勉強にも野球部の活動にも真摯に向き合い、まじめでこつこつと実績を積み上げる努力をしていた」など、中学時代から高校入学時にかけて「まじめさと他者からの高評価」（いずれも第三者調査委員会報告）を得る好人物であった。また、4月20日の時点で監督に退部を申し出た際には、「逃げちゃ駄目だ」との慰留の言葉に素直に従い、「もう諦めた。」という心境になっており、我を通すより協調を貴ぶ、教師にとって「理想的な」生徒像であることが分かる。

そして、生徒のこうした人物像は、「保守的で秩序やルールに忠実、頼まれると断れず、律義で几帳面。自分よりも他人のことを優先にし、責任感が強い」とい

う、いわゆる「メランコリー親和性性格」または「A型行動パターン」に相当する。こうした性格傾向は、以前からうつ病に親和的であることが知られており<sup>9,10</sup>、教師においては、こうした生徒のまじめで繊細という「好ましい」性格特性を理解した上で、その「状況に配慮を尽くした」（前掲文科省通知）対応を行うべきであったといえよう。そして、元々小学校から野球を続けていて、プロか実業団野球で活躍することを夢見ていた被害生徒が、大好きな野球の現場で理不尽な体罰を目の当たりにし、さらに自らの故障と追い詰められるような副部長の言動によって次第に野球に対する意欲を失い、しかし部活動を辞めることは許されず、勉強にも打ち込むことができず、最も嫌悪する恫喝や体罰に日常的に直面させられ続けることの精神的苦痛の甚大さがいかなるものであったかは、当該生徒の性格特性からすれば、容易に想像できる場所であった。部活動指導者は、生徒1人1人の性格やコンディションを把握するよう努め、それらの個別の状況に配慮した上で、適切な指導を行う義務がある。本件指導者は、レギュラー選手として有望な被害生徒に対し大きな期待をかけており、他の生徒と同様、被害生徒を自分の思い通りに動く選手に仕立て上げようとするあまり、こうした配慮が一切できない状態になっていた。これは、部活動指導者が陥りがちな傲慢さであり、桜宮高校バスケット部体罰自殺事件の民事訴訟において東京地裁が下した判決が指摘する「生徒が自殺の5日前に練習で無気力な様子を見せていたことから、元顧問は異変の兆候を認識しており、自殺予防の措置をすべきだったのに自殺前日にさらに暴行し、危険性を高めた」<sup>11</sup>という状況と共通するものである。

したがって、「まじめでこつこつと努力」することで、「他者からの高評価」を受けてきた当該生徒にあつて、意欲をなくし、食欲も減退し、服装の乱れを意に介さないような状態を呈しており、母にも気付かれない間に火鉢や練炭の準備までしていたという、一連の心の動きとそれに伴う行動の変化は、「うつ病の発症」によって最もよく説明されるのである。こうした中で、練習試合を「さぼった」（実際には「行けなかった」のであろう）翌日に、当時最も嫌悪し、恐れていた人物である副部長からの呼び出しを受けたことによって、生徒は一気に絶望感を深めてしまった。そして、複数の野球部の友人に「今まで、すみませんでした。」「今まで、迷惑をおかけしてすみませんでした」という、自暴自棄とも自虐的とも取れるメールを送信するまでに追い詰められたのである。つまり、被害生徒は明らかに従来の性格から変化を来しており、「自由に意思活動をなすうる精神能力」を備えていたとは到底言い難い状態となっていたものといえる<sup>12</sup>。

#### IV. 結 語

日本スポーツ振興センターは、「死亡見舞金不支給」の決定に対する遺族からの不服審査請求を受け、本件が「学校管理下において発生した事件」(センター省令24条3項)に該当するものであったかの再検討を行うこととなった。つまり、本件自殺が「児童生徒の安全な学校生活を妨げる特別な事実」に基づくものであったか、そして、自ら「故意に」自殺したといえるかについて、「当時被害生徒の身に起きていた事実」を再評価するよう迫られたのである。そして、当時の野球部員たちによる証言によって、野球部指導者による日常的な暴行や暴言(ハラスメント)の実態が明らかにされた。それらの事実によって、被害生徒は、学校管理下におけるこうした一連の体罰を目の当たりにしたという「事件」(=「児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実」)、さらに指導者から精神的に追い詰められるという「事件」(同)、退部を希望したが許されないという「事件」(同)に次々直面することにより、「もう頑張れないという気持ちになり」(第三者委員会)うつ病を発症し、自由意思(「故意」)のない状態で自死した、と実質的に評価されたものといえる。こうした一連の評価は、直接「殴る、蹴る」などの体罰を受けていない場合であっても、それを目の当たりにし、精神的に追い詰められることで、「うつ病を発症させるほどのストレス」となり得るとのセンターの見解を明らかにしたのであり、自殺に対する死亡見舞金支給につき、新たな基準を示したものと評価される。

なお、災害共済給付制度は、国、学校等の設置者、保護者の三者の負担によって、学校管理下で起きた事故の被災者の損害を経済的に救済するためのものである。しかし、被災者が重大な後遺障害を負ったり死亡するなどした場合、とりわけ自殺の場合については、被災者家族・遺族は、スポーツ振興センターの共済給付に対し金銭的補償以上の意義を見出していることが少なくない。

本件被害生徒の母は、死亡見舞金の給付申請につき、わが子の自殺の原因が「学校管理下で発生していたこと」であることを公に認めて欲しかったのだと語る。そして、学校や自治体に対する裁判という手段を取らなかった理由として、自殺事案は「予見可能性」や「相当因果関係」などの極めて高いハードルがあるため「裁判に訴えてもまず勝てない」ことから、「自殺という重大な結果に対し教師の体罰がどれほど影響していたのかということ」、そして、「明らかに学校側に非があったということ」を、「独立行政法人」という公平であるべき立場のセンターに認定して欲しかったのだとする。

こうした遺族感情という点からしても、共済制度の

趣旨からしても、死亡見舞金の支給決定については、条文の構成要件該当性という無味乾燥な基準に固執するのではなく、より実質的な検討を行うことで、学校管理下という保護者のコントロール外での被災に対し、積極的な救済をはかってゆくべきであろう。

なかでも本件では、上で述べたように、生徒がうつ病を発症するほどのきわめて不適切な部活動指導が明らかにされたのであって、死の結果に対する学校側の落ち度が極めて甚大な事案なのである。そして遺族からすれば、学校管理下で起きた「災害」の中でも最も悪質な「犯罪」に他ならないものであり、当然共済支給の対象とされるべき事案であったといえる。

スポーツ振興センターによる今回の判断を分析することによって、スポーツ指導者の体罰が自死を引き起こすほどの重大な影響力を持つこと、そして部活動指導者は、自らの持つ生徒への影響力を十分理解した上で、個々の生徒の性格特性や身体的コンディションに配慮した適切な指導を行うべき重大な責任を有していることが明らかになった。スポーツ指導者は、時に「生徒のため」との誤った信念によって暴力的な指導を行うことがある。しかし、本例が示すように、暴力はその対象となった生徒だけでなく、それを目の当たりにした生徒にまで甚大な被害をもたらすことがあるということを常に念頭に置き、安易に体罰的指導へと流されないよう厳に慎むべきである。

#### V. 参考文献

- 1) 県立刈谷工業高校生の自殺事案に関する報告書について。 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/seisaku/0000068944.html> [accessed 2016-04-20]. 愛知県ホームページ。
- 2) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F20001000051.html> [accessed 2016-04-20] 日本政府「法令データ提供システム」(平成15年文部科学省令第51号)。
- 3) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15SE369.html> [accessed 2016-04-20] 文部科学省ホームページ。(平成15年8月8日政令第369号)
- 4) 平成27年9月10日付「不服審査請求書」別紙2-12頁。録音期日2011年7月20日、野球部員6名、被害生徒遺族宅。
- 5) 注4)と同出典。録音期日2011年7月19日、野球部員1名とその母、被害生徒遺族宅。
- 6) <http://www.jpnsport.go.jp/Portals/0/naash-reiki/act/print/print110000190.htm> [accessed 2016-04-20] 日本スポーツ振興センターホームページ。
- 7) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm) [accessed 2016-04-20] 文部科学省ホームページ。(18文科初第1019号)
- 8) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19940324001/t19940324001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19940324001/t19940324001.html) [accessed 2016-04-20] 文部科学省ホームページ。(日体健安業第141号)

- 9) 風祭元：精神科ケースライブラリー 気分障害と類縁反応. 中山書店, 東京, 1998
- 10) 上島国利：精神科臨床 ニューアプローチ 2 気分障害. メジカルビュー社, 東京, 2005
- 11) 元顧問の暴行は「虐待」 大阪市, 控訴せず 桜宮高自殺判決 東京地裁. 朝日新聞朝刊 2016年02月25日1社会39頁.
- 12) 山口由樹. 日本スポーツ振興センターによる災害共済給付における「故意」による死亡の認定.

<http://www.jcia.or.jp/publication/archive/precedent>  
[accessed 2016-04-20]

---

〈連絡先〉

著者名：南部さおり

住 所：神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 1221-1

所 属：日本体育大学スポーツ危機管理学研究室

E-mail アドレス：nambu3@nittai.ac.jp